五　地球的規模の気象及びこれに関連する輻射に関する観測並びにその成果の収集及び発表に関すること（観測課（東京管区気象台にあっては、技術課）の所掌に属するものを除く。）。
六　気候、海上気象、海水象及び地球的規模の気象に関する情報の収集及び発表に関すること。
七　海上気象及び海水象に関する気象測器に関すること。

（技術課の所掌事務）

第百七条　技術課は、第百三条から第百五条までに規定する事務をつかさどる。

第百八条中「沖縄県」の下に「及びその地先水面の区域」を加える。

第百九条の三の次に次の二条を加える。

（沖縄気象台の地震津波火山防災情報調整官）

第百九条の四　沖縄気象台に、地震津波火山防災情報調整官一人を置く。

2　地震津波火山防災情報調整官は、災害の防止に係る地震、火山現象及び津波に係る情報に関する関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

（沖縄気象台の海洋情報調整官）

第百九条の五　沖縄気象台に、海洋情報調整官一人を置く。

2　海洋情報調整官は、次に掲げる事務に関する関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

一　海面水温の予報に関すること。
二　海上気象及び海水象並びにこれらに関連する輻射に関する観測の成果の発表に関すること。
三　海上気象及び海水象に関する情報の収集及び発表に関すること。

第百十条中「七課」を「九課」に、「業務課」を「防災調査課」に、「通信課」を「地球環境・海洋課」に改める。

第百十三条第三号を削り、同条の次に次の一条を加える。

（防災調査課の所掌事務）

第百十三条の二　防災調査課は、第百一条第一号から第六号までに規定する事務をつかさどる。

第百十五条中「及び第百六条」を削る。

第百十八条を次のように改める。

（地球環境・海洋課の所掌事務）

第百十八条　地球環境・海洋課は、第百六条に規定する事務をつかさどる。

第百二十条第一項中「次条及び第百二十一条の二」を「次条から第百二十一条の四まで」に改める。

第百二十一条の二を第百二十一条の三とし、第百二十一条の次に次の一条を加える。

（広域防災管理官）

第百二十一条の二　地方気象台（新潟、名古屋、広島及び高松地方気象台に限る。）に、それぞれ広域防災管理官一人を置く。

2　広域防災管理官は、防災気象業務に関する実施計画に係る国及び地方公共団体その他の関係者相互の連携に関する調整に関する事務をつかさどる。

第百二十一条の次に次の一条を加える。

（地震津波火山防災情報調整官）

第百二十一条の四　地方気象台（新潟、名古屋、広島、高松及び鹿児島地方気象台に限る。）に、それぞれ地震津波火山防災情報調整官一人を置く。

2　地震津波火山防災情報調整官は、災害の防止に係る地震、火山現象及び津波に係る情報に関する関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

第百二十五条の見出し中「航空気象業務に係る」を「管区気象台及び沖縄気象台の」に改め、同条を同条第一項とし、同条に次の一項を加える。

2　管区気象台及び沖縄気象台は、第九十一条及び第百八条の規定にかかわらず、地方海上予報区を対象として行う予報及び警報の業務については、気象庁長官が指定する区域を管轄区域とするものとする。

第三章第二節を削る。

第百三十五条を第百二十六条とする。

別表第一中「第百十八条第三項」を削り、同表管区気象台又は沖縄気象台の項中

管区気象台又は沖縄気象台の所掌事務の一部を分掌する地方気象台	管区気象台又は沖縄気象台の所掌事務（地方気象台又は海洋気象台が分掌するものを含む。）の一部を分掌する測候所

を

管区気象台又は沖縄気象台の所掌事務の一部を分掌する地方気象台	管区気象台又は沖縄気象台の所掌事務（地方気象台又は海洋気象台が分掌するものを含む。）の一部を分掌する測候所

に改め、同表札幌管区気象台の項中

函館海洋気象台	

を

函館地方気象台	函館市

に改め、同表大阪管区気象台の項中

京都地方気象台	京都市	京都府（舞鶴海洋気象台に分掌させることとされた事務にあっては、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市及び与謝郡を除く。）
舞鶴海洋気象台		京都府のうち福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市及び与謝郡
神戸海洋気象台		兵庫県

を

京	
神	

に改め、同表福岡管区気象台の項中

都地方気象台	京都市	京都府
戸地方気象台	神戸市	兵庫県
長崎海洋気象台		

を

長崎地方気象台	長崎市	

に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。

○国土交通省令第八十三号

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十八条第四項の規定に基づき、地方航空局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月二十六日　　国土交通大臣　太田　昭宏

地方航空局組織規則の一部を改正する省令

地方航空局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条中「五課」を「六課」に、「航空灯火・電気技術課」を「航空灯火・電気技術課　交通管制安全監督課」に改める。

第三十条の三を第三十条の四とし、第三十条の二の次に次の一条を加える。

（交通管制安全監督課の所掌事務）

第三十条の三　交通管制安全監督課は、航空保安業務に係る安全に関する事務の運営に関する実況の監察及びこれに基づく改善事項の調査に関する事務をつかさどる。

附　則

この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。